

「静岡県保健医療計画」における疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関第5章に記載した、6疾病又は5事業ごとの医療連携体制において、各病期の医療機能を担う医療機関名は一覧表のとおりです。

なお、一覧表における共通の留意事項は次に記載したとおりです。また、個々の留意事項は各所に記載してあります。

最新の情報は静岡県のホームページで御覧になれます。

- ・ 2次保健医療圏等の地域ごとに、その地域に所在する医療機関の名称を記載しました。
- ・ 患者が必要となった際に、「どのような医療」を「どの(どのような)医療機関」で受けることができるのかを情報提供するものであり、受療行動を制限するものではありません。
- ・ また、記載した医療機関が「いつでも」診療等を応需することを保証するものではなく、ベッドの空き状況、診療時間等の制約があります。
- ・ 医療機関の所在地や診療内容に関する情報は、『医療ネットしずおか』(<http://www.qq.pref.shizuoka.jp/>)で御覧になれます。
- ・ 記載区分は、「指定等」と「調査」があり、「指定等」については、各一覧表にその内容を記載しました。また、「調査」については、一覧表に記載した対象となる医療機関に対し、県健康福祉部が実施した調査結果に基づくものです。各2次保健医療圏等を構成する市町一覧表は別に掲載したとおりです。